

札幌経企第 20551-1 号
令和 3 年（2021 年）8 月 27 日

札幌市内経済関係団体 御中

札幌市長 秋元 克広

北海道における「緊急事態措置」について

日頃から札幌市政に対し、特段の御理解及び御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

札幌市における新型コロナウイルス感染症対策につきましては、令和 3 年 8 月 2 日から、「まん延防止等重点措置」の措置区域として強い感染防止対策に取り組んでいたところです。しかしながら、市内における新規感染者数及び入院患者数は、依然として高い数値で推移しており、今後も病床が逼迫される状況が続けば、適切な医療の提供が困難になることが懸念されます。

こうした状況を踏まえ、令和 3 年 8 月 27 日から同年 9 月 12 日までの期間、国が北海道を緊急事態措置区域として追加いたしました。このことから、札幌市をより一層強い措置を行う特定措置区域の対象として、北海道知事から各要請がなされております。

つきましては、貴団体に加盟する企業等に対し、別紙のとおり周知いただきますようお願い申し上げます。

【本通知文に関する問い合わせ先】

札幌市経済観光局産業振興部経済企画課 渡邊、守屋

TEL011-211-2352